

泉佐野市（仮称）犬税検討委員会設置要綱

（設置目的）

第1条 泉佐野市が新設する（仮称）犬税について調査研究し、幅広く有識者の意見を聴取し、市長に報告するため、泉佐野市（仮称）犬税検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、委員10人以内で組織し、（仮称）犬税の新設に関し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は1年とし、再任することができる。ただし、委員に欠員が出来た場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（報償費及び費用弁償）

第6条 委員の報償費は、日額5,760円とする。ただし、市の経済に属する常勤の職員及び議会の議員が委員の場合は、報償費を支給しない。

- 2 費用弁償については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の条例（泉佐野市条例第17号）第2条の規定に準じて支給する。

（会議の公開）

第7条 委員会の会議は、公開する。ただし委員会の会議が次の各号のいずれかに該当す

る場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 泉佐野市情報公開条例(平成 11 年泉佐野市条例第 27 号)第 6 条各号に掲げる情報に関し審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 委員会の会議を非公開にするかどうかの決定は、委員長が行う。この場合において、委員長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。
 - 3 委員長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、生活産業部環境衛生課において行う。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 1 2 月 5 日から施行する。